

所得申告は、国民の義務であるとともに、各種税証明並びに国民健康保険税・介護保険料・平成20年度から開始される後期高齢者医療保険料などの算定の基礎となる大切なものです。市では、次ページの「申告相談日程表」のとおり、申告相談を行いますので、ご利用ください。

なお、申告に際しては、多くの方にお待ちいただくことなく申告相談が行えるよう、事前に帳簿や領収書などの集計を行ったうえでお願いします。

また、青色申告、相談内容が複雑な方、譲渡所得がある方は、直接税務署に相談してください。

**申告を
お忘れなく!**

所得税・住民税の申告期間は、

2月18日(月)～3月17日(月)です

申告書は自分で書いて早めに提出しましょう

1 申告が必要な方

平成20年1月1日現在、市内に住所のある方で、次に該当する方は申告が必要になります。

- ①事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得及び雑所得のあった方
- ②給与所得(アルバイト・パート代、専従者給与も含まれます。以下同じです)で次に該当する方
 - ア 勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方
 - イ 平成19年中に退職し、再就職していない方
 - ウ 給与所得以外に他の所得のある方(給与所得以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない方も住民税の申告は必要になります)
 - エ 給与を2カ所以上から受けている方
- ③配当所得がある方のうち次に該当する方
 - ア 非上場株式の配当所得のある方
 - イ 上場株式の配当所得のうち、発行済株式総数の5%以上を所有する方
- ④市外居住の親族の扶養控除の対象になっている方
- ⑤医療費控除の適用を受ける方(年間10万円以上あるいは所得の5%以上の医療費の支払いがある方)や初めて住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を受ける方
- ⑥所得税から住宅借入金等特別控除が引ききれなかった方(年末調整が適正に行われている場合でも、市へその旨の申告が必要になります。詳しくは「4 住民税の住宅借入金等特別税額控除の申告について」をご覧ください)

※収入がない場合でも、次の「申告の必要ない方」に該当しない方は申告が必要になります。

この場合、お電話でも結構ですので、収入がない旨の申告をお願いします。

2 申告の必要ない方

- ①給与所得のみで年末調整が適正に行われ、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方(ただし「1 申告が必要な方」の⑥に該当する方を除きます)
- ②公的年金等所得のみで年金支給者から市に公的年金等支払報告書が提出されている方
※公的年金等のみで総支給額が次の範囲の方や所得税が源泉徴収されている方は、申告により各種控除の適用を受けると有利になる場合があります。
○65歳未満で年金支給額が98万円を超える方 ○65歳以上で148万円を超える方
- ③前年中に所得がなく、市内居住の親族の配偶者控除・扶養控除の対象になっている方。ただし「5 平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方」に該当する方は、別途その旨の申告が必要になります。

3 申告の際にお持ちいただくもの

- ◆印鑑
- ◆平成19年中の所得のわかるもの
 - 給与に関しては、源泉徴収票、給与明細書または事業主の証明書(働いた日数・日給・年間支払額など)
 - 年金に関しては、公的年金などの源泉徴収票
 - 事業所得・不動産所得などに関しては、収支内訳書など
- ◆国民年金保険料(注)・生命保険料・個人年金保険料・地震(損害)保険料などの支払証明書
(注)支払った国民年金保険料を社会保険料控除として適用を受ける場合には、社会保険庁が発行する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を添付する必要があります。
- ◆医療費控除の適用を受ける方は、医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額がわかるもの(医療費については「医療を受けた人」ごとに医療費を支払った「病院・薬局など」別の明細を作成してお越しく下さい)
- ◆障害者控除の適用を受ける方は、障害者手帳、療育手帳または証明書
- ◆勤労学生控除の適用を受ける方は、学生証または在学証明書
- ◆所得税還付申告を受ける方は、ご本人名義の預金口座番号の控え